

国立大学法人小樽商科大学における文部科学省電子入札システムの運用規程

(平成21年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 国立大学法人小樽商科大学における文部科学省電子入札システムの運用に関しては、この規程の定めるところによる。

(利用規程)

第2条 文部科学省電子入札システム利用規程（発注者用）を準用するものとする。

(運用基準)

第3条 文部科学省電子入札システム運用基準を準用するものとする。

(官職規程)

第4条 国立大学法人小樽商科大学電子入札システム官職規程によるものとする。

(担当の指定)

第5条 各官職証明書の担当を次のとおりとする。ただし、各担当が都合により入札に出席できない場合には、各担当が指名する者に委任することができる。

- 一 契約担当 事務局長
- 二 執行担当 事務局施設課長
- 三 立会担当 事務局会計課会計係長
- 四 登録担当 事務局施設課施設企画係長

(適用範囲)

第6条 適用の範囲は、国立大学法人小樽商科大学における入札（見積合わせを含む。以下同じ。）のうち、以下の事項に該当するものとする。

- 一 工事
- 二 設計・コンサルティング業務

(事務及び操作)

第7条 電子入札システムに関する事務及び操作については、各担当の指示及び確認に基づき、執行者が指名する者が行うことができるものとする。

(その他)

第8条 その他、運用に関する事項に関しては、第2条及び第3条の範囲内で施設課において必要に応じて決定するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。